

広島市告示第480号
令和7年10月28日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定します。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18第1項に規定する指定区域台帳は、広島市環境局業務部産業廃棄物指導課で閲覧することができます。

広島市長 松 井 一 實

1 指定区域

広島市安佐北区白木町大字志路字龍造寺の2303番47、2303番48、
2303番97、2303番102、2303番103、2303番104及び
2303番105

2 埋立地の区分

廃止確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号）